

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	天王寺消防署水中攪拌曝 気装置修理	19 産業用機器	(株)日立プラント サービス	1,056,000円	令和7年1月8日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	
2	アクチュエーターほか2点 買入	39 船舶・航空機・鉄 道	エアバス・ヘリコ プターズ・ジャパ ン(株)	10,835,550円	令和7年1月17日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	
3	拠点機能形成車(SC17)空 調設備修繕	37 自動車修理	(株)ヨコハマモー ターセールス	1,991,000円	令和7年2月3日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	
4	中央消防署東雲出張所オー バーヘッドドア修理	19 産業用機器	金剛産業(株)	1,427,536円	令和7年2月26日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	
5	消防教科書「危険物」ほか 15点(その2) 買入	51 図書	(一財)全国消防協 会	2,322,206円	令和7年2月28日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	
6	鶴見消防署消防装備乾燥 機修理	31 業務用厨房機器	日精オーバル(株)	1,362,900円	令和7年3月6日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入 札に適さないもの)	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺消防署水中攪拌曝気装置修理

2 契約の相手方

株式会社 日立プラントサービス

3 随意契約理由

本修理は、天王寺消防署に設置の汚水槽内の水中攪拌曝気装置の制御盤取替えを行うものである。

本装置は、上記事業者が独自に設計・施工したものであり、部品交換や機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

アクチュエーターほか2点 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の補修用機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。

当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製であり、補修用機体部品の販売について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

拠点機能形成車（SC17）空調設備修繕

2 契約の相手方

株式会社ヨコハマモーターセールス

3 随意契約理由

拠点機能形成車は 100 人規模での宿営が可能な資器材を積載した消防応援活動を支える車両で車体拡張室を備えた車両である。消防応援活動における隊員の健康管理のため車体拡張室に備えた空調設備の機能低下に伴い修繕が必要となっている。

当該車両は、株式会社ヨコハマモーターセールス（以下、「製造会社」という。）製であり、当該空調設備の取り付けは同社独自の技術で設計・製作されており、整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、上記業者以外では本契約を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

中央消防署東雲出張所オーバーヘッドドア修理

2 契約の相手方

金剛産業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「オーバーヘッドドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、補修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

消防教科書「危険物」ほか 15 点（その 2） 買入

2 契約の相手方

一般財団法人全国消防協会

3 随意契約理由

当局が職員研修用として使用している消防教科書「危険物」ほか 15 点は、一般財団法人全国消防協会が発行し販売する図書である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

企画部高度専門教育訓練センター（研修） 電話番号：06-6746-5104

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署消防装備乾燥機修理

2 契約の相手方

日精オーバル株式会社

3 随意契約理由

鶴見消防署に設置されている消防装備乾燥機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は製造会社であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）